

財形預金

（2023 年 7 月 3 日現在）

1. 商品名（愛称）	一般財産形成預金（期日指定定期預金方式）
2. ご利用いただける方	一般財産形成預金取扱契約企業に勤務されている勤労者のお客さま （年齢制限はありません。） ※ 複数口座のご契約も可能です。また、複数の金融機関でのお取扱いも可能です。
3. 期間	積立期間3年以上（年1回以上のお預け入れが必要です。）
4. お預け入れ方法 （1）お預け入れ方法 （2）お預け入れ金額 （3）お預け入れ単位	給与または賞与からの天引預入に限ります。 1回 1,000 円以上 1 円単位
5. 払戻方法	預入日から3年間は払戻してできません。 3年の据置期間経過後は、必要なときに全額または一部払戻しができます。 （ただし、1カ月前までに払戻日の指定が必要です。）
6. 利息 （1）適用利率 （2）利払い方法 （3）計算方法	固定金利 お預け入れ時もしくは自動継続時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 個別の定期預金毎に満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日する日割計算で、1年毎の複利計算とします。
7. 税金	20%（国税15%、地方税5%）（財形非課税制度の適用はありません。） ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税（0.315%）が追加課税されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、別に定める「定期預金の中途解約一覧」のお預け入れ期間に応じた期限前解約利率およびお預け入れ日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）